

公益社団法人東京子ども子育て応援団役員等職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京子ども子育て応援団（以下「この法人」という。）における役員及び管理職が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(代表理事)

第2条 代表理事は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 代表理事の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 理事会（総会・評議員会）その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃につき、社員総会・評議員会・理事会への提案に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役員の出張及び職員の国外出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (18) 予備費の使用に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 会費に関すること。
- (21) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (22) 労働契約に関すること。
- (23) 登記に関すること。
- (24) 寄附金の受入に関すること。
- (25) その他法人の重要事項に関すること。

(業務執行理事)

第6条 業務執行理事は、代表理事の命に従い、所管業務を執行する。

(事務局長)

第7条 事務局長は、代表理事の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 1件当たりの金額が〇〇万円未満の収入、給料手当等の人件費及び〇〇万円未満の支出予算の執行に関する事。
- (2) 臨時雇用職員の任免に関する事。
- (3) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (4) 職員の通勤手当に係る確認、決定及び改定に関する事。
- (5) 育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関する事。
- (6) 安全、衛生、防災管理に関する事。
- (7) その他他の部署に属しない事項の処理に関する事。

(部長、課長他の職種の配置)

第8条 当法人は必要に応じて部長、課長他の管理職種を置くことができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。